

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款（令和元年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき「消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書」を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率ならびに56（供給側接続設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1,855.55	168.69
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,060.45	187.31
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,021.48	183.77
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17.96	1.63
その他季料金	16.54	1.50
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.27	1.39
その他季料金	14.14	1.29
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.05	1.37
その他季料金	13.90	1.26

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,179.88	198.17
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,113.25	192.11
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,074.28	188.57
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.68	1.43
その他季料金	14.51	1.32
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.41	1.31
その他季料金	13.38	1.22
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.19	1.29
その他季料金	13.18	1.20

(2) 56 (供給側接続設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27,280.00	2,480.00

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
特別高圧で電気の供給を受ける場合		
工 事 費		
架空配電設備の場合		
(工事こう長 100 メートル当たり)		
新増加契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	561.00	51.00
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	176.00	16.00
地中配電設備の場合		
(工事こう長 100 メートル当たり)		
新増加契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	649.00	59.00
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	594.00	54.00
当社負担額		
新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500.00	500.00

(3) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1 キロワット時につき		
高圧で電気の供給を受ける場合	0.188	0.017
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.183	0.017